

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)会則

第1章 総則

(目的)

第1条 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)(以下「本会」という。)は、持続可能な地域社会の形成をめざし、沼間小学校区の自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と力を合わせ、さらには他の住民自治協議会との連帯などに努め、行政との協働のもと、地域づくりに取り組むことを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称を「沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)」とする。

(活動対象の区域)

第3条 本会の活動対象とする区域(以下「地域」という。)は沼間小学校区とし、逗子市沼間1丁目から6丁目の全域及び逗子市桜山3丁目から5丁目(一部を除く)とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、沼間小学校区コミュニティセンターに置く。

(構成員)

第5条 本会の構成員は、地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他団体とする。

2 構成員は、本会の活動の対象となる。

3 構成員は、本会の活動に参加することができる。

(役割)

第6条 本会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行う。
- (2) 自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と連携、協力し、第1条に掲げた目的の実現に取り組むとともに、それぞれの活動の活性化に寄与する。
- (3) 構成員から広く意見や提案等の情報を収集するとともに、構成員に対して広く情報の発信を行う。
- (4) 地域づくりについて、行政との協働、調整などの窓口となる。

(本会の事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力向上に関する事業
- (3) 地域の支援が必要な方々を支える事業
- (4) 地域の環境負荷低減及び環境整備に関する事業

- (5) 地域のまちづくり・活性化に関する事業
- (6) 地域の文化・スポーツに関する事業
- (7) その他地域づくり計画に基づく事業

(事業の会計)

第8条 本会の会計は次に掲げる事業ごとに行う。

- (1) 逗子市地域づくり交付金要綱に基づく事業
- (2) 本会会費による独自事業

第2章 会員

(会員の資格)

第9条 地域に住所を有する自治会・町内会等及び地域で活動を行う法人及び団体は、本会の会員とすることができる。

(入会)

第10条 本会に入会する場合には、入会申込書を会長宛に提出し、役員会で審議し、代表者会議の承認を得る。

(会員の代表者)

第11条 会員は、その意思を代表する代表者を選出し、本会に登録する。代表者に変更があったときも同様とする。

(会費)

第12条 会員は、毎年度会費を納める。すでに納入した会費は、返還しない。

2 本会は、総会において会費を定めることができる。

(退会)

第13条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛に提出する。

2 会員が解散したとき、又は地域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名

(6) 監事 2名

(7) 他役員 10名以内

- 2 役員は、地域の住民及び地域で活動する団体の関係者の中から会員又は役員による推薦者を候補とし、役員会で審議し、総会で決定する。
- 3 監事を除く役員は、相互に兼ねることができる。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を分掌する。
- 4 書記は、議事録を作成する。
- 5 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
- 6 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 7 役員は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を分掌する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。ただし、やむをえない事由がある場合には、後任者が就任するまでの間、その職務を他の役員が代行することができる。(監事の職を除く。)

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 機関

(機関)

第18条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代表者会議
- (3) 役員会
- (4) 事務局
- (5) 部会

第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 会費の決定に関すること。
- (4) 会則の改廃の決定に関すること。
- (5) 役員の決定・解任に関すること。
- (6) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

4 総会を招集するにあたり、構成員に対する周知の工夫をする。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会への委任)

第25条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ委任状を提出し、又は当該会員の代理人を指名して表決を委任することができる。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、出席した会員(委任状を含む。)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 役員は、議決に参加しないものとする。但し、会員の代表者を兼務する役員については、その限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した会員（委任状を含む。）の4分の3以上に当たる同意をもって行う。
 - (1) 会則の改定
 - (2) 監事の解任
 - (3) 本会の解散

（総会の議事録）

第27条 総会の議事については、議事録を作成し、公開しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数（委任状はそれを付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

（総会の公開）

第28条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができ、議長の承認があれば発言することができる。

第6章 代表者会議

（代表者会議の構成）

第29条 代表者会議は 代表者及び役員（以下代表者会議員という。）をもって構成する。

2 代表者会議は、定例代表者会議及び臨時代表者会議とする。

（代表者会議の審議事項）

第30条 代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会において議決した案件の執行に関すること。
- (3) 第7条に規定する本会事業の開始、進捗管理、変更、中止、完結等に関すること。
- (4) 会員の入会に関すること。
- (5) 役員会から上程された審議案件に関すること。
- (6) 会員又は構成員から提案された課題、問題の対応に関すること。
- (7) その他総会の議決を要しない本会の活動に関すること。

（代表者会議の開催）

第31条 定例代表者会議は、原則として月1回開催する。

2 臨時代表者会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代表者会議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(代表者会議の招集)

第32条 代表者会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時代表者会議を招集しなければならない。
- 3 代表者会議を招集するには、代表者会議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知する。

(代表者会議の議長)

第33条 代表者会議の議長は、会長もしくは会長の指名する者がこれに当たる。

(代表者会議の定足数)

第34条 代表者会議は、代表者会議員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(代表者会議の議決)

- 第35条 代表者会議の議事は、出席した代表者会議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 役員及び本会の活動に協力する非会員団体にあっては議決権をもたない。但し、会員の代表者を兼務する役員についてはその限りではない。

(代表者会議の議事録)

第36条 代表者会議の議事については、議事録を作成し、公開しなければならない。

(代表者会議の公開)

第37条 第28条(総会の公開)の規定は、代表者会議の公開についても準用する。この場合において、同条中「通常総会及び臨時総会」とあるのは「定例代表者会議及び臨時代表者会議」と読み替えるものとする。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第38条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、定例役員会及び臨時役員会とする。
- 3 役員会には、会長又は役員会が議事に必要と認める者が出席し、発言することができる。

(役員会の審議事項)

第39条 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会又は代表者会議で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会又は代表者会議に付議する事項に関すること。

(3) 重要事項で、総会又は代表者会議を開催できる時間のない緊急を要する事項に関すること。

(4) その他総会又は代表者会議の議決を要しない。

本会の会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第40条 定例役員会は、原則として月1回開催する。

2 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第41条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第42条 役員会の議長は、会長もしくは会長の指名する者がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第43条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第44条 役員会の議事は、役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第45条 役員会の議事については、必要に応じ、議事録を作成し、公開しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務全般を執行するため事務局を設置し、事務局長が掌握する。

2 事務局の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

第9章 部会

(部会)

第47条 第7条に規定する事業を推進するために、部会を設置する。

2 部会の設置、改廃にあたっては、役員会及び代表者会議で審議し、決定する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

第10章 会計・事業計画等

(経費の支弁)

第 48 条 本会の経費は、市からの交付金、寄附金、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 49 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。ただし、設立年度にあたっては、発足の日から次に到来する3月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 50 条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度ごとに会長作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第52条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、当該会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第11章 雑則

(委任)

第 53 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 27 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この会則は、平成28年4月23日から施行する。
- 3 この会則は、令和 6 年3月23日から施行する。改正前の会則第41条第 3 項の組織図については、別に定める。